

前橋市手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
事務	手数料 (1件につき)	件数の区分	事務	手数料 (1件につき)	件数の区分
租税公課に関する証明	350円	1人・1税目又は1種類・1年度(法人市民税については1事業年度)をもって1件とする。	租税公課に関する証明	350円	1人・1税目又は1種類・1年度(法人市民税については1事業年度)をもって1件とする。
省略			省略		
備考			備考		
<ol style="list-style-type: none"> <li>省略</li> <li>この表の規定にかかわらず、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)による住民票の写しの交付、<u>印鑑に関する証明及び租税公課に関する証明</u>の事務に係る手数料の額は、1件につき250円とする。</li> </ol>			<ol style="list-style-type: none"> <li>省略</li> <li>この表の規定にかかわらず、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)による住民票の写しの交付及び<u>印鑑に関する証明</u>の事務に係る手数料の額は、1件につき250円とする。</li> </ol>		